

# 高齢者虐待の防止について

作成：田辺市やすらぎ対策課地域包括支援センター係

# 高齢者虐待とは

## 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」

(目的)

高齢者虐待の防止等に関する国・県・市町村の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護の負担の軽減を図ること等を定めることにより、**高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする**

### ★ポイント★

- ・ **高齢者虐待の防止** ➡虐待の発生の未然防止、虐待の早期発見・早期対応
- ・ **養護者に対する支援** ➡養護者（虐待者）を罰することが目的ではない。  
高齢者の尊厳の保持、権利利益の擁護が目的である
- ・ **関係施策の促進** ➡虐待防止ネットワークの構築、成年後見制度の有効活用 等

# 高齢者虐待の定義

(高齢者の定義)

- ①65歳以上の者
- ②65歳未満の者で養介護施設に入所等、または養介護事業にかかるサービスの提供を受ける障害者

## ①養護者による高齢者虐待

※養護者とは、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等  
必ずしも高齢者と同居している必要はない

## ②養介護施設従事者等による高齢者虐待

※養介護施設従事者等とは、老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」または「養介護事業」の業務に従事する職員

# 高齢者虐待の種類

## ①身体的虐待

暴力的行為等で、身体にあざ、痛みを与える行為。また身体の自由を奪う行為や外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為等も含む。

## ②介護・世話の放棄・放任

意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている家族等は、その提供を放棄又は放任し、高齢者自身の身体的・精神的状態を悪化させていること。

## ③心理的虐待

脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的・情緒的に苦痛を与えること。

## ④性的虐待

本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為、またはその強要。

## ⑤経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

# セルフネグレクト(自己放任)について

- 高齢者虐待防止法では、「セルフネグレクト」を高齢者虐待として定義はしていないが、様々な状態を総合的に判断し、高齢者虐待に準じた対応をすることが求められている

## (参考) セルフネグレクト(自己放任)のサイン

- 自身の生命を脅かすほどのケア・治療の放置  
(栄養不良・脱水症状等)
- 危機的、非安全な生活環境  
(排水・配線設備の不備、冷暖房の不備等)
- 住環境が極端に不衛生である(尿臭、悪臭、害虫等)
- 不衛生な着衣状況等がみられている
- 不適當な金銭・財産管理が行われている

# 高齢者虐待の未然防止・早期発見・早期対応

- 高齢者虐待を未然に防止することが最も重要な課題
- 国民には、**通報（努力）義務**が課せられている

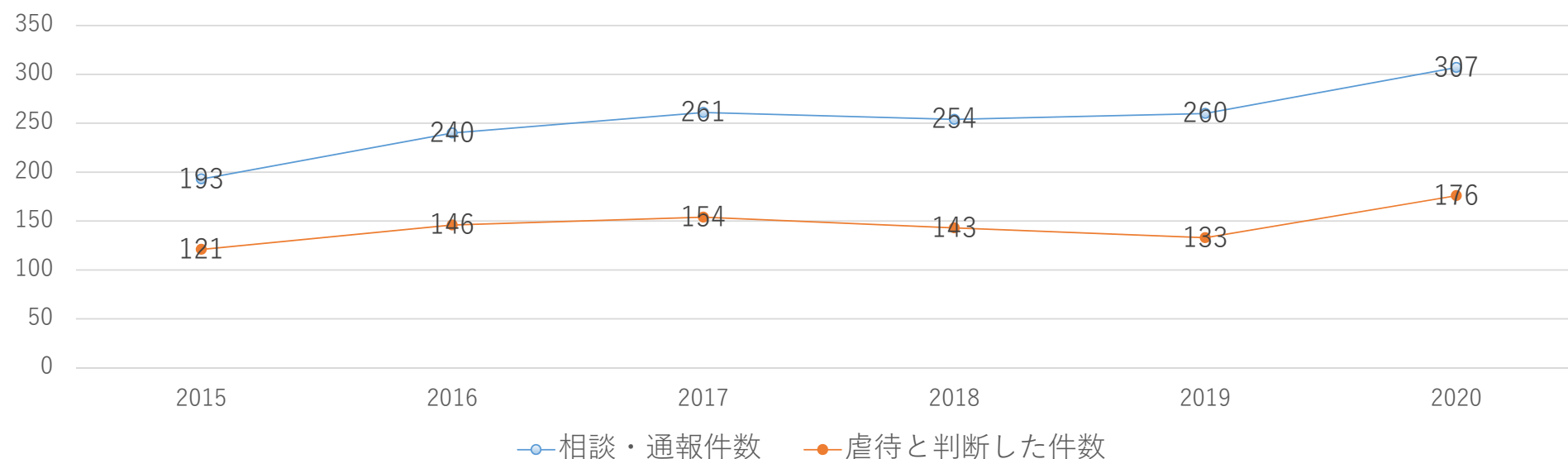
➡養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のあるものは、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、**高齢者虐待の早期発見に努めなければならない**

ケアマネの皆さんにも  
通報義務があります

# 高齢者虐待の実態

相談・通報者の内訳は、警察が31.2%で最多。  
介護支援専門員が25.4%、家族・親族が8.1%

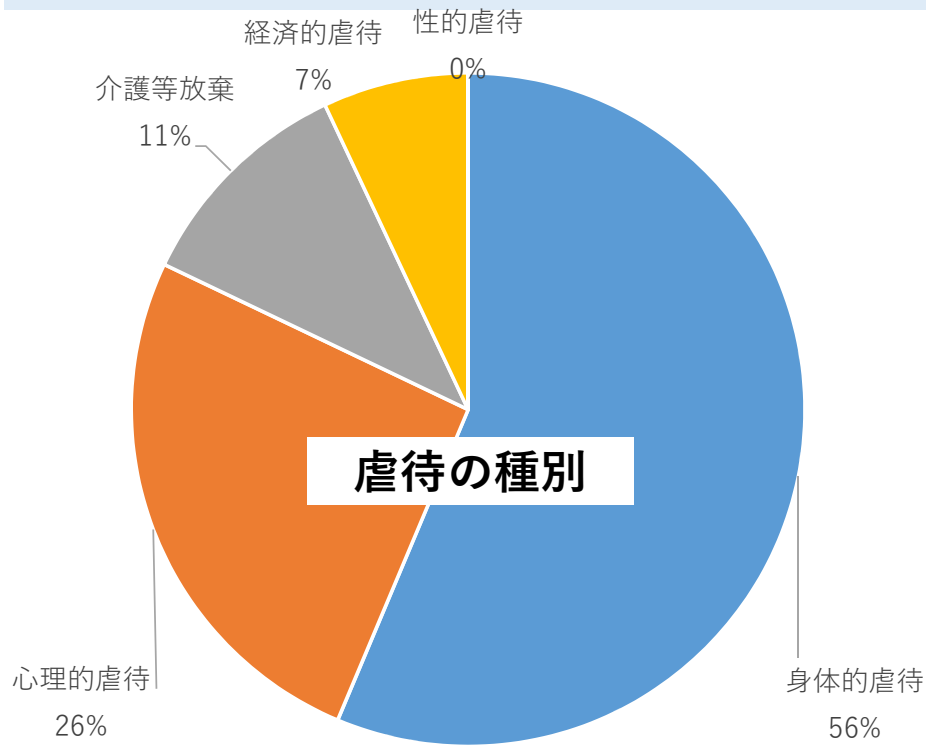
養護者による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待と判断した件数の推移



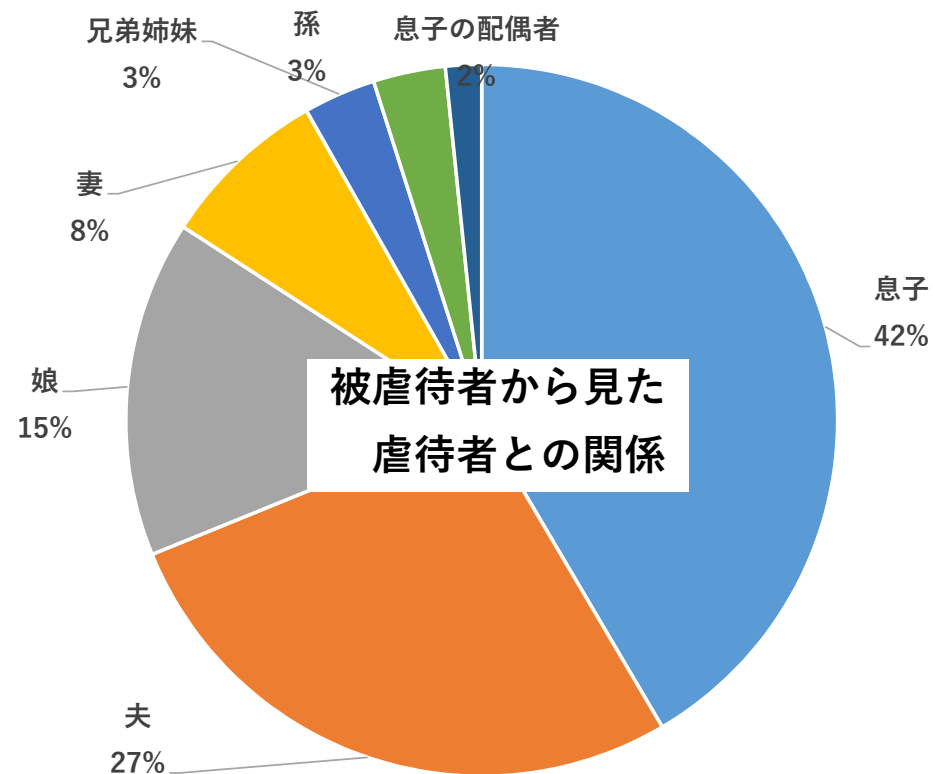
和歌山県内の2020年度の高齢者虐待（養護者による虐待）の実態。  
高齢者虐待の調査を開始した2006年度以来、**過去最多**となっている。  
その一因は、コロナ禍による外出自粛等で、要介護者と過ごす時間が増えたことによる、  
ストレスが介護疲れが重なったことが影響した可能性が考えられる。

出典：『令和2年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果』より

# 高齢者虐待の現状



■ 身体的虐待 ■ 心理的虐待 ■ 介護等放棄 ■ 経済的虐待 ■ 性的虐待



○虐待者との同居の有無は、「虐待者と2人暮らし」が95人、「虐待者や他の家族と同居」が59人、「別居」が23人。

**約85%が虐待者と同居している。**

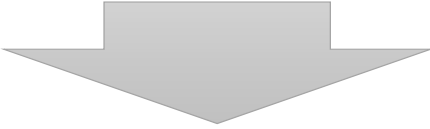
○被虐待者の**7割が女性** ○被虐待者数の**約半数が、要支援・要介護認定を受けている人**

出典：『令和2年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果』より



# 高齢者虐待の特徴

- 虐待は、重複して起こっていることが多い  
(例えば、身体的虐待と心理的虐待、経済的虐待とネグレクトなど)
- 高齢者自身がなかなか助けを求めない (求められない)
- 虐待者の約半数は、自覚なく虐待を行っていることが多い
- 見えている状況よりも、深刻な状況に陥っていることも…



誰かが発見して介入しないと  
解決できないケースも多い

# 高齢者虐待が起こる背景

## 被虐待者（高齢者）の要因

- 人格・性格
- 要介護状態
- 認知症による周辺症状
- 疾病や障害

## 虐待者（養護者）の要因

- 人格・性格
- 介護疲れ
- 疾病や障害
- 介護に関する知識不足
- 経済的問題

虐待は様々な  
要因が関連して  
起こる

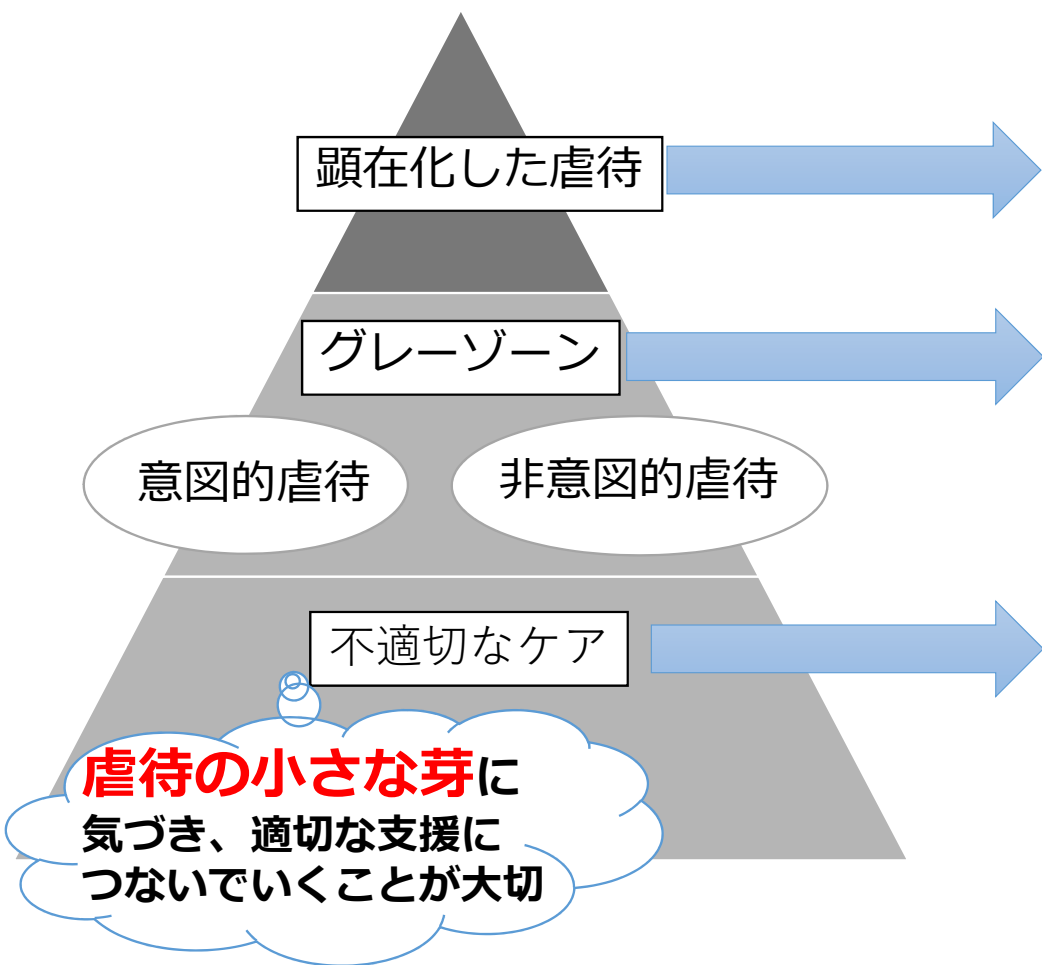
## 社会環境の要因

- 地域や社会からの孤立
- 家族や周囲の人の介護に対する無関心
- 適切な制度やサービスが利用できていない

## 虐待を防ぐためには・・・

- 地域社会の理解
- 地域での支え合い
- 適切な医療や介護サービスの利用
- 家族の介護負担の軽減 など

# 高齢者虐待防止法の「虐待」の考え方



## 危機介入が必要な状況

状況に応じて警察や救急への連絡や、やむを得ない措置等により高齢者本人を緊急避難させる必要あり

## 要介入レベル

専門職等のネットワークによる問題解決が必要

## 要見守り・支援

ケアマネや介護事業所等による家族への助言や情報提供、適切な介護サービスの利用による介護負担軽減などが介護者や家族へのサポートとなり得る。また、民生委員や近隣住民の見守りや声掛けなど、日常的なコミュニケーションが、不適切なケアを予防する上で効果的なことも

# 高齢者虐待への具体的な対応

これって虐待かも…

このままでは虐待になってしまうかも…

虐待になる前に…

相談・通報者が虐待かどうかを判断する必要はありません

「ちょっと最近介護でしんどそう」など、介護負担が重く感じている方への相談でも大丈夫です

相談・通報等

各市町村の高齢者虐待対応窓口（担当課・地域包括支援センター等）で受理

高齢者の安全確認・事実確認、情報収集

介入拒否時の対応

立入調査

個別ケース会議

関係機関・関係者による支援の実施

定期的な訪問等によるモニタリング

老人福祉法による措置

・ショートステイ  
・特養、養護老人ホームなど

成年後見制度の市長申立等の検討

# ケアマネのみなさんに期待される役割

- 支援を行う上で、利用者・家族双方との信頼関係を構築し、双方の状態を理解する
- 関係機関とも連携し、利用者や家族が抱えている困難や虐待のリスク等を詳細に把握し、適切なケアマネジメントを行う
- 虐待のリスクを発見した場合は、介護サービスのケアマネジメントに反映し、必要に応じてケアプランの変更を行う
- 日頃の支援経過をきちんと記録しておくことが大事



こうした役割を一人ひとりが認識し、支援の中で気になることがあった時は、**一人で抱え込まずに、まずは相談してみるということが大切です。**  
みなさんの早期の対応が利用者・ご家族の権利をまもり、  
安心できる生活を継続していくことにつながります。

# もし…虐待が疑われるような状況があった時の記録のポイント

## ○あざや傷について、詳細に記録する

- ・本人の許可が得られれば、写真を撮る
- ・色、形、大きさ、部位⇒図で記録
- ・あざや傷についての高齢者に説明を求め、その内容を記録

### ●写真に撮る場合

- ・本人の了承を得ることが原則
- ・本人の了承が得られそうでも、養護者に「写真を撮られた」等と伝えることが予測される場合は要注意
- ・データの保存、取扱いに注意

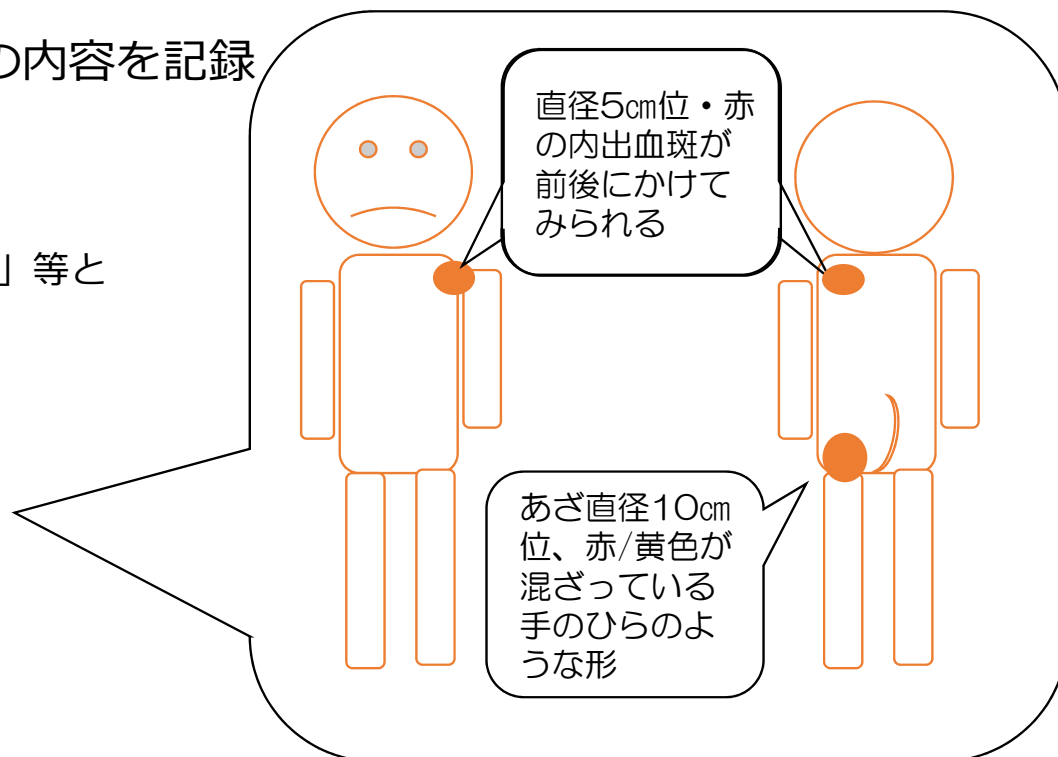
### ●画を描く場合

- ・身体図などを使用して部位を正確に
- ・形状、長さ、範囲、色などを詳細に
- ・医療職の記載であるとなお良い

### ●言語での記録の場合

- ・言動について、ありのままに**生の言葉**を記録する

例) 息子が怖いようで、家に帰りたくない様子だったと書くのではなく、「今日はこのままここに泊めてもらいたい。せがれが怒鳴るから怖い。」と言った。 と記録する



# まとめ

- 高齢者の虐待防止の目的は、高齢者の権利を護ることであり、介護支援専門員にも**通報の義務**がある
- 高齢者本人の尊厳を保持し、その人らしい生活を継続するためにも、**早期発見・早期対応**が重要
- 虐待を未然に防ぐためには虐待が起こり得る背景について理解を深め、**権利擁護の視点**を持って関わることが大切
- 高齢者虐待防止法は、高齢者本人だけでなく、**養護者支援**も重要なポイント。**チーム**として関わっていくことが大切

**高齢者の尊厳や権利を守るためにも、皆さんの協力が不可欠です  
ご理解とご協力、よろしく申し上げます**